

特定非営利活動法人アフリカ日本協議会定款

2004年3月28日制定
2005年6月5日変更
2019年2月6日変更
2021年2月15日変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アフリカ日本協議会と称する。英語名は、Africa Japan Forum、略称は、AJFとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区東上野1丁目20番6号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、アフリカと日本の広範な市民を対象として、(1) アフリカの政治的・経済的・社会的困難や環境破壊の危機を解決するためのアフリカの人々の自発的な取り組みへの支援と協力の事業を通じて、アフリカの人々との対等なパートナーシップが構築されること (2) アフリカに関わる人々のネットワーク形成事業を通じて、アフリカに関わる様々な団体・個人の活動の強化とアフリカ理解が促進されること (3) アフリカに関わる調査・研究や情報発信、国際会議・セミナーなどへの参加や開催等の事業を通じて、アフリカの人々にも重大な影響をもたらす世界と日本の政治・経済・社会・生活のあり方を問い合わせし、改善のための政策を提言すること、を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表の定める次の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 在日アフリカ人共生・協働事業

アフリカにルーツを持つ人々と協働し、アフリカンキッズクラブの運営および日本におけるアフリカ理解や多文化共生を促進する事業

(2) ネットワーク形成事業

アフリカに関わるNGOや研究者、国際機関、政府機関などとの相互協力に基づくネットワーク形成のための事業

(3) アフリカ調査・研究事業

アフリカに関わる諸問題の調査・研究の事業

(4) 政策提言事業

アフリカに関わる調査・研究や国際会議への参加などを通じた、アフリカの人々の自立に向けた政策の提言事業

(5) アフリカ理解促進事業

セミナー開催、出版、ホームページなどを通じた、日本におけるアフリカ理解の促進のための事業

(6) アフリカ支援事業

アフリカの困難な状況を解決するための人々の自発的な取り組みを、人材・物的・財政的協力や情報発信・広報活動などを通じて支援する事業

(7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会する個人および団体

(2) 賛助会員(サポート会員) この法人の目的に賛同して、この法人を賛助するために入会する個人および団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとする者は、所定の手続きにより、代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事は、前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、第2項の者の入会を認めないとときは、理由を付した書面もしくはファクシミリまたは電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、代表理事が別に定める手続きにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 会員本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。

(4) 会費納入の催告にもかかわらず、会費を1年以上滞納したとき。

2 前項第1号または第4号の事由により会員の資格を喪失した者が再入会を申請したときは、これを妨げてはならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費およびその他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上25名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、2名以内を代表理事とし、1名以上5名以内の副代表理事を置く。

(選任)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事は、正会員の中から選任する。

3 代表理事の選任は、理事の互選とする。

4 副代表理事は代表理事が指名する。

5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

6 役員のうちには、それぞれの役員において、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を越えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

7 特定非営利活動促進法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(職務)

- 第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 2 副代表理事は、代表理事の業務を補佐する。
- 3 代表理事に事故があるときは、または代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序により副代表理事がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めならびに総会および理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告を行うために、必要のある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。
- (6) 前号の意見を述べるために、必要のある場合には、理事会を招集すること。

(任期)

- 第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員がその職務を執行するために要した費用は、役員に弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 4 章 総会

(種別)

- 第 20 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

- 第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 正会員以外の会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

- 第 22 条 総会は、次に掲げる事項について議決する。
- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (6) 事業報告および収支決算

- (7) 役員の選任または解任、職務および報酬
- (8) 会費の額
- (9) 借入金(その年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 52 条において同じ)。その他、新たな義務の負担および権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他、運営に関する重要事項

(開催)

- 第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員の 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面もしくはファクシミリまたは電磁的方法により、開催の請求があつたとき。
 - (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集したとき。

(招集)

- 第 24 条 総会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を開催しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面もしくはファクシミリまたは電磁的方法をもって、開催日の少なくとも 10 日前までに会員に通知しなければならない。

(議長の選出)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する議決事項が出席正会員から提案され、これを総会の議決事項とすることについて、出席正会員の過半数の同意があつたときは、これを総会の議決事項とすることができます。
 - 3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 4 議長は、前項における可否同数の場合を除き、議決に参加しない。
 - 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることがない。

(表決等)

- 第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない事由のため、総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくはファクシミリまたは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の場合における第 26 条および第 27 条および第 29 条第 1 項第 2 号の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員と賛助会員の総数、および出席者数(表決委任者または書面、ファクシミリもしくは電磁的方法による表決者がいる場合は、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2人が、議長とともに記名押印または署名しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事以外の会員は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面もしくはファクシミリまたは電磁的方法により、開催の請求があつたとき。
- (3) 監事が第15条第5項第6号の規定に基づいて招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を開催しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面もしくはファクシミリまたは電磁的方法をもって、開催日の少なくとも5日前までに理事に通知しなければならない。

(議長の選出)

第34条 理事会の議長は、その理事会において、出席理事の中から選出する。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する議決事項が出席理事から提案され、これを理事会の議決事項とすることについて、出席理事の過半数の同意があつたときは、これを理事会の議決事項とすることができます。
- 3 理事会の議事は、この定款で別に定めるもの他、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 議長は、前項における可否同数の場合を除き、議決に参加しない。

(表決)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない事由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項については、書面もしくはファクシミリまたは電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の場合における第35条および第36条の規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。

第6章 事務局

(設置、構成)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

- 3 事務局長は、理事の中から1名を選任する。

- 4 事務局長に事故あるときは、または事務局長が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
- 5 事務局長および職員は、理事会の承認を経て、代表理事が任免する。

(組織および運営)

第 39 条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(書類および帳簿の備置き)

第 40 条 事務局は、特定非営利活動促進法 28 条で定める書類のほかに、次の書類を主たる事務所に常に備えておかなければならぬ。

- (1) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類

第 7 章 資産

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品および助成金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 42 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に決める。

第 8 章 会計

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動法人法第 27 条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計の区分)

第 45 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および予算)

第 47 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 49 条 前条に規定する予算には、予算超過または予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第 50 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 51 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後 3 か月以内に代表理事が作成し、監事による監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剩余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 52 条 予算をもって定めるものの他、長期借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なくてはならない。

第 9 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 53 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ、特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 54 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功的不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 55 条 合併または破産による解散を除き、それ以外の事由でこの法人が解散するときに有する残余財産は、特定非営利活動法人法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 56 条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席正会員の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 補則

(公告)

第 57 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

(細則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員会費 年額 10,000 円

(2) 賛助会員会費(団体・個人) 年額 50,000 円

3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

代表理事 氏名 林 達雄

理事 氏名 稲場 雅紀

理事 氏名 大林 深

理事 氏名 小島 美佐

理事 氏名 斎藤 龍一郎

理事 氏名 島口 麻緒(奥田 麻緒)

理事 氏名 高瀬 國雄

理事 氏名 永岡 宏昌

理事 氏名 原田 洋平

理事 氏名 茂住 衛

理事 氏名 GUEYE MOUSTAPHA KAMAL

監事 氏名 田中 清文

4 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2006 年 6 月 30 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 47 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2005 年 3 月 31 日までとする。

以上

110-0015

東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル

特定非営利活動法人 アフリカ日本協議会

代表理事 津山 直子